



老後資産形成の方法は「公的年金+3WAY」で考えてみる

老後の資産となるのは「公的年金+自助努力」

具体的に老後資産形成を考えていくとき、思い浮かぶのは「老後に必要なのは1億円!」というようなキャッチコピーを踊らせた広告ではないでしょうか。

個人年金保険であったり、投資信託のセールスであったり、老後のためのお金の準備について広告をする場合「1億円」という数字であなたを驚かせるのはよくある手法です。

実際のところはどうかというと確かに老後に「1億円はかかる」のです。しかし「1億円は準備しなくてもいい」というのが正解です。不思議に思う人も多いと思いますので、種明かしをしてみましょう。

まず「1億円はかかる」です。家計調査年報などをみると、年金生活者夫婦の家計は毎月26万3717円かかっています。こ

れは消費支出にかかる分と非消費支出（税や社会保険料）の支出の合計です。老後は相当長くて65歳女性であれば、24年を見ておく必要がありますから、単純なかけ算すると7595万円が老後のコスト、ということになります【図表1】。

しかし、もつと長生きする可能性もあります。5年も長生きするとこの金額は9177万円に跳ね上がり、夫婦ともに10年さらに長生きすると1億760万円が老後の予算ということになります。

「ほらやっぱり1億円はかかるじゃないか」となるわけですが、これは大事な収入源をノーカウントとしています。それは公的年金です。

公的年金については裁定請求を行い年金額が確定し給付を受け始めたら、その年金額を終身で受けられます。終身というのはまさに「死ぬまでずっと」ということですから、長生きをしても老後の基礎的な支出



山崎 俊輔

フィナンシャル・ウィズダム代表

【やまさき・しゅんすけ】

企業年金研究所、FP総研を経て独立。商工会議所年金教育センター主任研究員、企業年金連合会調査役DC担当などを歴任。退職金・企業年金制度と投資教育が専門。著書に『誰でもできる確定拠出年金投資術』（2016年、ポプラ社）『読んだら必ず「もっと早く教えてくれよ」と叫ぶお金の増やし方』（2018年、日経BP社）等がある。

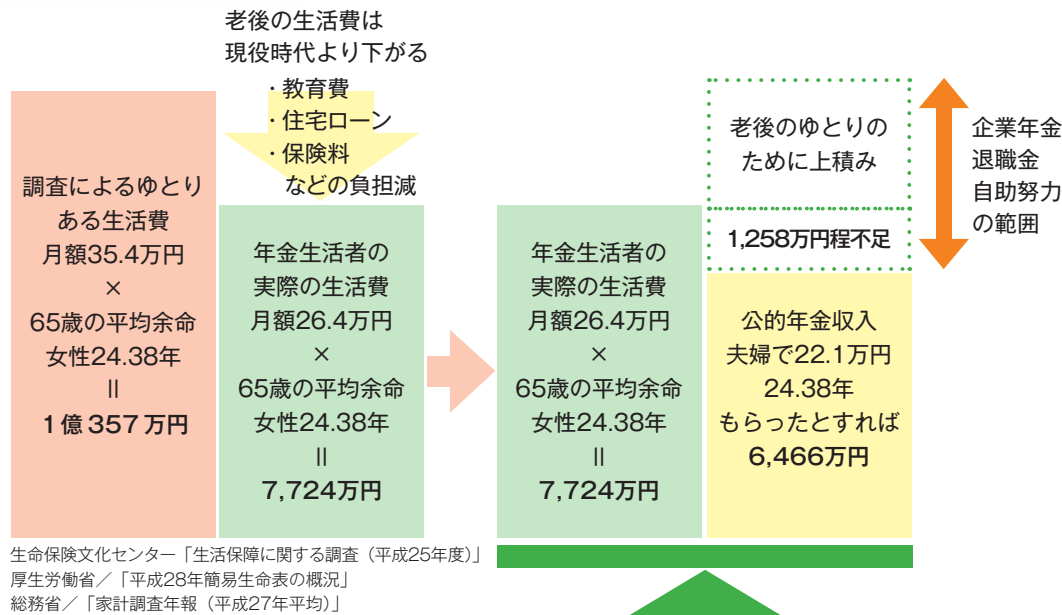
はもらえるわけです。

モデル年金額では夫婦の年金額は月22.1万円となっていますから、先ほどの24年をかけると年金収入は6365万円ということになります。実際には夫婦のどちらかが先立ったあとは、その方の年金収入がストップし、残されたほうの年金で生活することになります。それでも本人が亡くなるまでは年金が支給され続けます（条件が合えば遺族厚生年金を受けることになります）。

これはつまり、「老後にかかるお金の多くの部分は公的年金に頼ることができる」ということです。老後の生活費用7595万円と老後の年金収入6365万円の差額は1230万円ですから、実は「正味の老後資金」は1億円もいらぬ、ということになるわけです。

存命であればもらい続けることができるのも年金のメリットです。先ほどの夫婦が10年長生きしたと仮定した場合でも、年金

【図表1】 公的年金があれば1億円の準備はいらぬ



「1億円かかろうとも、実際には1億円準備をする必要がない」というトントチのような設問の答えはここにあります。現役世代の私たちが不満や愚痴をこぼす対象である公的年金制度は、実際に老後に至ってみるとありがたい老後の財産に一変することになるのです。

**公的年金は確実な老後の柱となる
これを増やす方法はあるか**

となると最初の老後資金対策は「公的年金を多くもらうこと」になります。これも「公的年金を多くもらう方法なんてない」と思い込んでいるのですが、いくつかの方法はあります。そしてすでに実行済みであるものも少なくないはずですよ。

1. 厚生年金に加入すること

まず重要なのは国民年金(老齢基礎年金)だけではなく、老齢厚生年金ももらうということですよ。これはつまり公務員や会社員(正社員)として働くことを意味します。国民年金制度だけでは満額でも年77・9万円程度ですが、厚生年金を加えることで年188万円程度のモデル年金額になります。年100万円の老後の安定収入の差がどれだけセカンドライフに影響してくるかは明らかですよ。

国民年金保険料より厚生年金保険料はより多く引かれるわけですが、それだけの価値が老後に現れることになるのです。

2. 厚生年金をより多くもらう条件を満たすこと

同じ厚生年金加入者であっても、より多くの厚生年金をもらう人とそれほどもらえない人がいます。厚生年金額は計算のルールが明確なので、増額を希望する人の選択肢もはっきりしています。具体的には2つのアプローチで厚生年金額は増額されます。

①長期勤続すること

厚生年金額は長く保険料を納めていた人ほど多くなります。22歳から30歳まで加入した後結婚退職し復職しなかった場合、年金額の計算には8年分しか反映されません。しかし60歳まで勤めたのであれば38年分が計算の対象になります。期間に比例する分だけでも、4・5倍の年金額になってしまうわけです。

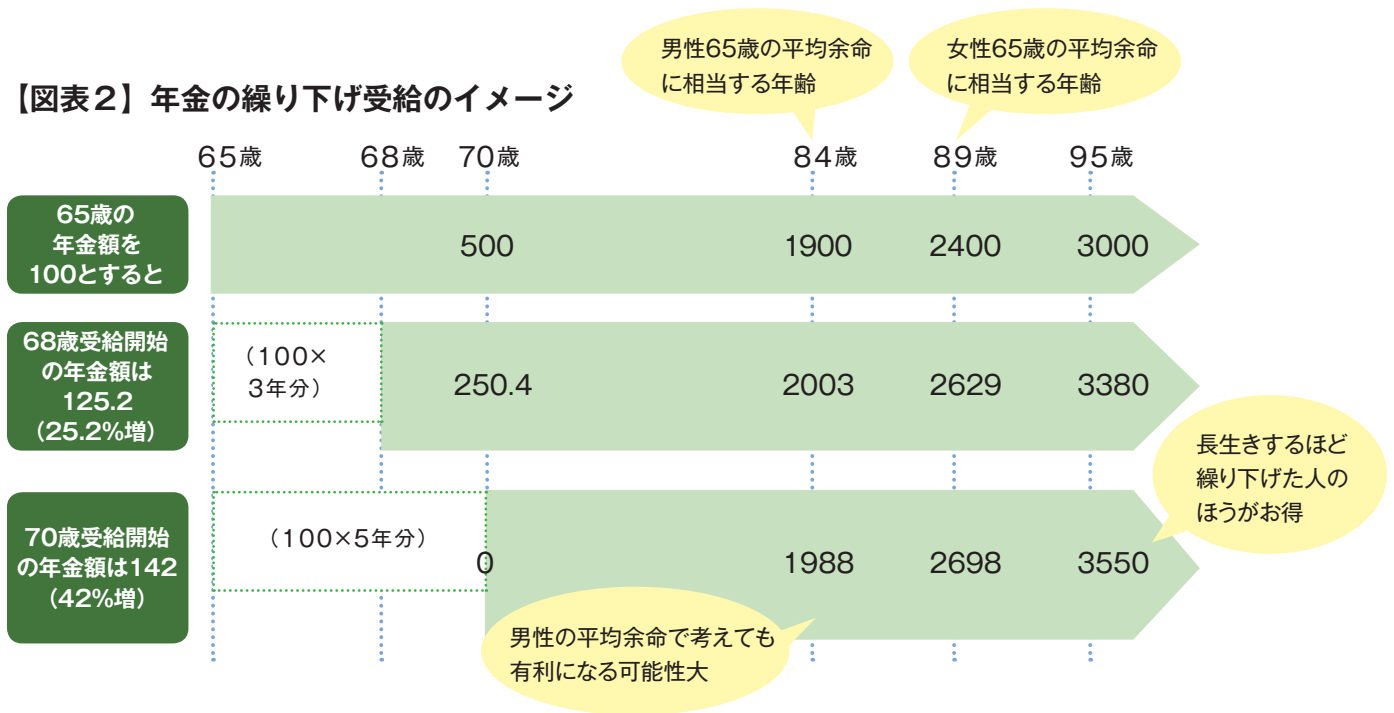
②保険料をたくさん納めること

厚生年金額は、勤続期間中の平均賃金(平均標準報酬額)に応じて年金額が決まります。厚生年金保険料は賃金額に比例して高くなりますから、たくさん保険料を納めた人は将来、たくさん年金をもらえる形で報われることになります。

極端な例えですが、22歳から60歳まで平均賃金20万円であった場合と平均賃金40万円であった場合には、2倍の年金額の違いが生じます。

2つのポイントを簡単にいってしまえば「仕事をやめず、仕事をがんばった人には相應の年金額が支給される」ということになります。

【図表2】年金の繰り下げ受給のイメージ



3. 共働きするって

3つめの方法は、夫婦で年金額を増やすという考え方です。近年では専業主婦と勤労者の世帯よりも共働き夫婦の世帯の割合が増えていきます。その差はなんと2倍にもなっているほどです。

もし夫婦ともに厚生年金に加入する立場であれば、これは大きく年金額を増やすチャンスになる、ということもつと意識されてよいと思います。

女性は結婚や子育てを機に離職するよりも、子育てをしながら働き続けたほうが老後の生活がはるかに有利になります。男性は配偶者を専業主婦としてパートをさせるほうが税制上有利と考えていたりしますが、夫婦ともに正社員として働くほうが(税・社会保険負担は大きくても)老後に大きなアドバンテージを得ます。

専業主婦と会社員の年金モデル額は月額22・1万円ですが、夫婦共働きであった場合、月額30万円程度を期待することができます(合計年金額は女性の働き方によって変化します)。年間95万円の年収の違いは、セカンドライフ24年を見込めば2280万円の収入差にもなります。

4. 繰り下げ受給するって

最後の選択肢は「年金を遅くもらう」ということです。65歳から受けられる年金と比べて、実は「遅くもらう」選択を自ら行うことができます。遅くもらう分、無年金

の期間が生じるわけですが、据え置きた対価として年金額が増額され、その増額率は一生継続されます。

66歳まで一年受け取りを据え置くと8・4%、70歳まで受け取りを据え置くと42%の年金増額になりますが、月額22万円の年金が42%増ということは31万円の年金に相当します【図表2】。

5年間無年金で受けられなかった年金額が累計1320万円(22万円×12カ月×5年)ですが、これは約12年で回収することができます。つまり82歳以降は長生きするほど公的年金の増額分得をする、ということになるわけです。

女性の半数が亡くなる年齢はおおよそ89歳、男性の半数が亡くなる年齢が84歳ですから、「平均的長生き」であればこれは分のいい勝負ということになります。特に女性には有利である可能性が高いといえます。

現在は70歳まで繰り下げることができですが、今後はそれ以降の繰り下げとそれに伴う増額も検討されています。

自助努力の種類は大きく3つ 企業年金、自助努力、 高齢期の就労

公的年金をベースに置きつつも、それだけでは不足する老後のゆとりを確保するのが自助努力による資産形成です。自分でお金を貯める、ということばくせんとしています。具体的には3つの方法を組み合わせることで老後資産形成は実現します【図表3】。

【図表3】 自助努力は3本柱を組み合わせしていく

退職金・企業年金制度	個人の資産形成 (いわゆる自助努力)	高齢期の就労
<p>勤務先が用意する 老後資産形成枠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老後の準備不足で引退を迎えたとき、頼りになる存在 ・退職一時金、企業年金制度の水準は各社各様なので勤務先の条件を確認する 	<p>個人が任意に行う 老後資産形成枠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務先を通じた天引き、税制優遇を受けられる制度が利用できる場合、これらを優先したい 	<p>定年と公的年金受給開始年齢の間、就労し賃金を得ることは重要な「老後資産形成」と考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以降の資産の減少ペースを抑えることができる ・繰り下げ年金受給ができれば公的年金増額も

1. 退職金、企業年金制度
正規雇用で働く会社員や公務員（厚生年金適用されていることが目安）の場合、勤務先が退職時にまとまったお金を支払うことがあります。いわゆる退職金制度です。年金払いを約している場合もありこの場合

は企業年金制度と呼ばれます（公務員の場合には退職等年金給付という）。民間の会社員の場合、75%の会社で退職金制度があり、大企業では実施率90%を超えます。民間の場合、給付水準は企業ごとに異なりますので、自社の制度を確認してみてください。

**2. 自助努力による積み立て
(私的年金制度の活用)**
勤務先が老後資金を準備してくれる退職金・企業年金制度以外に、自ら老後資産形成を行うこともできます。

- ・個人型確定拠出年金（iDeCo）
- ・つみたてNISA、NISA
- （少額投資非課税制度）
- ・財形年金貯蓄
- ・小規模企業共済
- （自営業者や中小企業経営者が利用可能）
- ・個人年金保険

などがあります。それぞれ、年間拠出可能額、税制優遇、預け入れ対象などが異なります。自助努力による私的な年金制度については次回、制度の特徴を比較しながら解説します。

3. 高齢期の就労
もうひとつ見逃せないのは「何歳で引退するか」という決定です。60歳以降どう働くか、またいつまで働くかを考えることは、実は老後のマネープランを左右する大きな要素のひとつです。

特に、早期退職はセカンドライフの収支を大きく悪化させるリスクです。60歳前の退職はもちろんですが、65歳前のリタイアも公的年金収入がない「無収入期間」を作ってしまうため、長いセカンドライフを考えると大きな支出になってしまいます。65歳時点で退職金を全額取り崩してしまいうような事態は避けたいものです。

また、可能であれば65歳以降も働くことで年金の繰り下げも可能になります。この場合、手元資金の取り崩しを控えるだけでなく将来の年金収入をアップさせることになります。

自助努力についてはひとつの方法だけでなく全額を準備できるわけではありません。むしろ「3つのやり方を組み合わせしていく」**発想が重要**です。そして自覚的に取り組めるのは私的年金制度等を活用した自助努力による資産形成です。

今回は、各制度の特徴や活用方法を考えてみたいと思います。